

亀岡市訓令第5号

庁中一般

亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を
改正する訓令を次のように定める。

令和8年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム
運用管理規程の一部を改正する訓令

亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成
26年亀岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、情報責任者が招集する必要がないと認めるときは、当
該会議を書面によって開催することができる。

附 則

この訓令は、令和8年6月1日から施行する。